

## 審査結果報告書

令和5年6月16日

曾於市議会議長 久長 登良男 殿

曾於市議会議員政治倫理審査会  
委員長 今鶴 治信

曾於市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、令和4年8月29日付で請求のあった件について、次のとおり報告します。

- 1 審査請求の対象となった議員  
岩水 豊 議員

- 2 審査の結果

曾於市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為は存在すると決定する。

(理由)

岩水豊議員は、市から貸与されているタブレット型端末を入院先の医療機関に持ち込み、4月2日から12日にかけて約137ギガバイトのデータ通信量を使用した。この行為により、契約業者より市に対して契約内容に定める通信量を上回った金額について追加請求があったものである。

曾於市議会議員政治倫理審査会の審査では、当該議員は、上記行為があったことを認め、追加請求があった通信料14万2,162円を既に市に対して納付していることや審査会の結論に従う意思は確認されたが、当該議員の説明内容では、タブレット型端末での通信内容がどのようなものであったのかを明確に解明するには至らなかった。

しかしながら、議員に貸与されているタブレット型端末は、会議、その他の議員活動における使用を前提としており、今回の当該議員のデータ通信量は、契約内容を大きく上回るものであり、議員が議会活動において使用する想定範囲を超えていると言わざるを得ない。

また、本件については、新聞等でも報道され、議会活動以外で使用したのではないかという市民の疑惑も大きく、また、市議会議員は、高い倫理観を求められている中で、市民に対しての説明責任を果たす必要性が大きいことを考慮すれば、本審査会としては、本件について、議員活動に使用されたの

か否かに関わらず、想定されたデータ使用量（1台当たり月2ギガバイト）を大きく上回る使用があったことは、当該議員がその費用を負担したとしても、曾於市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」に違反した行為であるとの結論を賛成多数で得たところである。

なお、本審査会としては、当該タブレット型端末の使用について、現在、市議会において取り決め等を定めているが、内容については十分であるとは言えず、今回の案件を踏まえ、より適格で厳格な規程等の整備を早急に求めるものであり、議会として再発防止に努める必要がある。

#### （措置）

曾於市議会議員政治倫理条例第13条第1項に基づく措置については、市民からの議会に対する信頼を回復するため、当該議員の全員協議会での陳謝の措置が妥当であり、加えて、審査結果及び陳謝の内容は、市民への説明責任を果たすため、本会議及び広報誌等で適切に公表するものとする。

## 別紙

### 1 審査会の設置

令和4年8月29日、議員4名（代表者：土屋健一議員，連署：山田義盛議員，原田賢一郎議員，迫杉雄議員）より曾於市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第6条の規定に基づき審査請求書が提出された。

久長登良男議長は、令和4年9月21日に条例第7条第1項の規定により曾於市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、議員8名を指名の上、当該事案についての審査を付託した。

委員に指名された議員は、以下のとおりである。

- 片田 洋志 議員（れいわ会）
- 鈴木 栄一 議員（無所属自由クラブ）
- 湊合 昌昭 議員（創志会）
- 今鶴 治信 議員（副議長）
- 九日 克典 議員（創政会）
- 原田 賢一郎 議員（そお幸喜会）
- 大川内 富男 議員（新生会）
- 迫 杉雄 議員（無会派）

### 2 審査の目的

岩水豊議員より医療機関への入院による不在届が提出されている令和4年4月2日から15日までの期間において、同議員が市から貸与されているタブレット型端末を病院に持ち込み、議員に割り当てられた通信量の1人当たり月2ギガバイトを超える約137ギガバイトを使用した行為が、条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」に違反するか否かについて審査する。

### 3 審査の経過

#### 【第1回審査会】

- 日時 令和4年9月21日（水）
- 場所 曾於市役所 本庁 第3委員会室
- 出席委員 全委員
- 審査内容

条例第7条第6項の規定に基づき、委員長に今鶴治信委員，副委員長に原田賢一郎委員が互選される。その後、審査請求書の内容の確認及び条例第8条第8項（審査会の公開）の取り扱いについて協議がなされ、審査会

の会議は、非公開とすることに決定した。

### 【第2回審査会】

日時 令和4年12月13日（火）

場所 曾於市役所 本庁 第3委員会室

出席委員 全委員

審査内容

今後の審査会の進め方について協議がなされ、条例第8条第5項による審査請求者及び被審査議員からの意見・事情聴取を令和4年12月19日に実施することに決定する。併せて、被審査議員が使用していたタブレット型端末のインターネットサイト閲覧履歴等を確認する必要があるとの意見から、その情報開示について、法的な面や技術的な詳細を確認するため、総務課長の出席を求め、意見及び事情の聴取を行うことに決定する。

### 【第3回審査会】

日時 令和4年12月19日（月）

場所 曾於市役所 本庁 第1委員会室

出席委員 片田 洋志，鈴木 栄一，澁合 昌昭，今鶴 治信

九日 克典，原田 賢一郎，大川内 富男

欠席委員 迫 杉雄

審査内容

はじめに、曾於市議会における取り扱い事項等の確認のため、「曾於市議会におけるタブレット型端末使用の取り決めについて」（平成29年3月8日全員協議会確認）及び使用に関しての注意事項が記された「タブレットの運用について」の確認がなされた。本市議会のタブレットに関する取り決めは、タブレット型端末を導入する当時に策定されたものであり、その内容は、目的、使用の制限、禁止事項、遵守事項等が定められているが、今回の事案を想定した明確な記載項目を確認するには至らなかった。しかしながら、注意事項の一部に「データ通信量は、1台当たり2GB/月のシェアプランで使用」との記載は確認できたところである。また、審査の参考として、議会事務局より、一般的な録画動画配信時間とデータ通信量の目安が説明される。例として、令和4年曾於市議会第1回定例会の録画配信サービスをインターネット回線を介して全て視聴した場合でも、

配信時間 21 時間 13 分のデータ使用量は、4.55 ギガバイト程度にしかならないことを確認した。

次に、総務課長の出席を求め、今回の事案の経緯やタブレット型端末の閲覧履歴等の情報開示について説明が行われた。主な内容は次のとおりである。

- ・事案の経緯について

本市のタブレット型端末の通信契約業者との契約では、60 台（議会用 20 台、行政用 40 台）の契約であり、月 120 ギガバイトのシェアプラン、契約料は月 15 万 8,400 円であった。しかしながら、4 月の 1 か月分のデータ使用料超過分が 40.82 ギガバイト、金額にして 14 万 2,162 円の請求書が市長あてに通信契約業者より届いた。それまで、通常は、毎月 60 台で 40 ギガバイト程度で推移していたため、突出して 4 月分が多いことから個別の利用状況を調査したところ、岩水豊議員が使用しているタブレット型端末のデータ使用量が、4 月 2 日から 12 日までの 11 日間で約 137 ギガバイトであることが判明したものである。判明後の処理としては、議会事務局を通じて議長へ報告が行われた。

- ・閲覧履歴データ等の開示について

市議会において審査会が設置されたことから、タブレット型端末を管理する立場上、法的な面や技術的な面から閲覧履歴等の開示が可能であるかを調査するため、総務課よりタブレット型端末の通信契約業者及び弁護士に問合せを行った。

まず、タブレット型端末の閲覧履歴等を技術的に確認することが可能か、通信契約業者に問合せたところ、タブレット型端末の令和 4 年 4 月分の通信内容やインターネットサイトの閲覧履歴については、通信契約業者のサーバーにも 3 か月前までのデータしか残っていないため、調査は不可能であるとの回答であった。また、タブレット型端末内に復元可能な閲覧履歴が残っていれば、専門業者へ依頼することで、どのような内容のサイトを閲覧したかが判明する可能性はあるとの回答であった。

次に、令和 3 年 10 月で賃貸契約が終了したタブレット型端末は、現在、市の所有物になっているが、当該議員が使用した端末の閲覧履歴等の調査を審査会として行うことが可能かどうか、弁護士に問合せたところ、市の所有物である以上、市が管理する権限はあるが、一方、タブレットの

閲覧履歴等を調査することは、憲法第 19 条で保障されている思想及び良心の自由や、憲法第 21 条の通信の秘密に反し、民法第 709 条のプライバシーの侵害など私的権利を侵すリスクがあるため、違法行為に当たる可能性は高いとの回答であった。また、使用していた本人に説明の上、閲覧履歴を見ることの同意を得て調査することは可能であるが、市がこのような情報を閲覧することで、本人の政治活動を抑制する恐れがあるとの見解が示された。

次に、本案件の審査請求者である土屋健一議員に対して、意見聴取を行った。主な審査請求者の意見は次のとおりである。

公共の機器を入院先に持ち込み使用することは、地方公務員法でも認められていない。一般的に、貸与によりタブレットを使用している我々議員は、月 2 ギガバイトの範囲内で使用している中で、本案件は、11 日間で約 137 ギガバイトという、常識では考えられない使用量となっている。また、9 月 22 日の新聞報道によると、「入院中は私的な使い方はしていない。情報収集をしており、議員活動の一環である。持ち込むのは当然」と述べている。今回の件が容認されれば、今後は、予算の範囲内であれば、誰もが自由にどこにでもアクセスをして、個人的に使用してもよいということにも繋がりがかねない。市民への説明責任を果たすため、明解な審査と結果を望む。との意見であった。

次に、被審査議員の岩水豊議員より事情聴取を行った。審査では、冒頭に委員長より当該議員に対し、条例第 2 条第 2 項（議員の責務）にある「議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑を解明しなければならない」ことを踏まえて発言するよう求め、審査に入った。

まず、岩水豊議員より「今回、こういう形で審査会を開催することになったことに対し、申し訳なく思っている。議長をはじめ、議会事務局におかれましては、9 月議会で補正予算を組んでいただきまして、大変御迷惑をお掛けしたと思っています。」との発言があり、続いて質疑が行われた。主な質疑内容は次のとおりである。

今回の入院期間中にどのような使い方をしたのか、との質疑に対し、「病院内が Wi-Fi 環境内であると勘違いし、その間、タブレットを開いたままにしていたり、議員活動の一環ということでの情報収集並びに、一部

個人的使用と疑われる部分もあったかもしれないが、そのような形で開いていたため、このような形になったと推測している。」との答弁であった。

タブレットを開いたままにしておいたとしても、このようなデータ使用量は発生しないのではないか、との質疑に対し、「タブレットを開いて、いろいろ情報収集なり、検索サイトを開いたり、過去の議会、他市町村の議会等の内容、様子等を見たりした。」との答弁であった。

議会活動以外の動画を見たことはなかったのか、との質疑に対し、「例えば、天気予報やニュースを見れば、私的なのか、議員活動なのか、どちらとも取れると言えらると思う。個人的なことに關しては、発言は控えさせていただくが、多岐にわたってタブレットを開いて見たということで、どういう内容を見たかと言われても、個人的な使用と言われれば、そうかもしれない。他議会の内容を見たり、本市議会の内容を見たり、資料を検索したり、どこまでが議会活動か、どこまでが私的利用なのか、判断のしようがないと感じている。」との答弁であった。

既に、当該議員が14万2,162円を超過分として市に納付しているが、議員活動以外は使っていないと主張するのであれば矛盾するのではないか、納付された真意は、との質疑に対し、「どこまでが議員活動なのか、私的なのかという線引きが明確にはできないので、審査会の判断に従っていきたい。納付の真意については、あくまでも、Wi-Fi環境のない所で使用したため、通信料のオーバー分として、市に財政負担をかけるわけにはいかないとの思いから納付した。」との答弁であった。

条例において、被審査議員は、疑惑を解明しなければならないとの義務がある中で、使用したタブレット型端末の情報開示に同意するつもりはないか、との質疑に対し、「個人情報保護という観点から、そこは厳粛に受け止め、同意については断る。」との答弁であった。

Wi-Fi環境がなかったとしても、私的部分と取られてもやむを得ないとの判断もあるが、私的利用があったか。との質疑に対し、「私的利用という判断がされるということは、取りようによってはあるのではないかとと思うが、議員活動なのか、個人で使ったのか、判断はできない。取りようによっては、そうさせたのかと申し訳なく思っている。審査会の結論には従いたいと思う。」との答弁であった。

## 【第4回審査会】

日時 令和5年2月13日（月）

場所 曾於市役所 本庁 第3委員会室

出席委員 全委員

審査内容

開会后、本件について、これまで市に寄せられている投書、電話等による問合せや意見の概要について、議会事務局より報告があった。各件数は、メールが1件、電話が3件、はがき・文書が8件、インターネットへの書込みが257件確認された。

次に、12月定例会の本会議において、岩水豊議員に対して、「自らの意思と責任により、市民への説明責任を果たすため、速やかにタブレット使用内容について開示に同意をするよう強く求めること」を趣旨とする決議案が可決されたことに伴い、このことを当該議員がどのように受け止め、タブレットの開示に同意する意思があるかを、再度、確認するため、審査会への出席を求め意見等を聴取した。

当該議員の意見の主な内容は、次のとおりである。

「私としては、9月定例会で、市に財政負担を招くことないように、私自身が通信料の不足分を納入するという事で補正予算が計上され、超過分の費用は既に納付済みである。補正予算には、議員の大多数の方がこれに賛成しているので開示する考えはない。またタブレットの使用等についても、自宅から持ち出しを制限する規定もないことから、この件が、市民からの負託を受けた議員として自覚に欠ける行為とは思っていない。取り決めにないことである。」との発言があり、開示については同意しないということを確認した。

次に、今回の岩水豊議員のタブレット端末使用に関する案件が、条例の政治倫理基準を遵守していない行為であったかどうかについて、各委員より意見が出された。主な意見は次のとおりである。

- ・審査における当該議員の審査会での対応は、今回のタブレット端末の使用が、規則等のどこに抵触するのかを主張する内容が主であり、条例第2条第2項にある「政治倫理に反する事実がある疑念も持たれたときは、紳士かつ誠実に疑惑を解明しなければならない」を遵守していないのではないか。



- ・ 1日当たり約20ギガバイトを使用するという行為がどういうことか、どういう使い方をすればこうなるのか、当該議員に対する審査では、市民に対して説明できるだけの回答、すなわち疑惑を解明する答弁は得られなかった。
- ・ 現状としては、超過したデータ使用料を支払わなければ非常に問題があると思うが、当初からそれを支払う意志もあり、現に納付している。その点は加味すべきである。
- ・ 新聞等でも実名で報道されて、社会的制裁を受けていると言える。今回の行為が法令に抵触しているとは言い難い。
- ・ 通常では考えられないデータ使用量を使っており、議会に対して多くの投書等もきている。その内容からも議会に対する信頼を損ねた行為であったと言わざるを得ない。市民への説明責任は果たすべきである。
- ・ 規則等の違反があったかどうかだけではなく、議員の品位や名誉を傷つけた行為であったかを、明確に条例に基づいて結論付ける必要がある。
- ・ タブレット端末の使用についての取り決めの内容についても、不十分な部分がある。不備があれば、規則等を改善していくべきである。

その後も、今回の当該議員の行為が、議員の品位と名誉を損なう行為に該当するか否かについて意見が分かれたが、本審査会としては、採決の結果、賛成多数で条例第3条第1項第1号に定める「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」の基準に違反する行為があったとの結論に至った。

また、条例第8条第4項に定める措置については、次回の審査会で協議することとなった。

## 【第5回審査会】

日時 令和5年2月15日（水）

場所 曾於市役所 本庁 第1委員会室

出席委員 全委員

審査内容

前回の審査結果に基づき、条例第8条第4項に定める当該議員への措置について協議が行われた。

協議では、各委員より主に次のような意見が出された。

- ・タブレット型端末使用の取り決めの禁止事項の中にも、使用場所やデータ通信量がシェアプランを超過したときの対応についての項目が見当たらず、タブレットに関する規則等に不備があったことは否めない。使用場所がどこであったかということやデータ使用量が超過したからといって、当該議員に対して必要な措置を講じる必要があるのか。
- ・審査会において、明確に事実の解明をするに至らなかった本案件について、どのような措置が妥当であるか基準はないが、市民の感覚と議員の感覚に乖離が生じないような措置を講じる必要がある。
- ・今回のタブレット使用は、取り決めの禁止事項にあてはまらないから許されるという感覚はいかがなものか。市民からの議会に対する信頼を損なわないような措置が必要である。
- ・今回のデータ使用量が常識を超えたものであったことは事実であり、曾於市議会の体質を問われている。議員として市民の模範となる行動をとっていかなければならず、厳しい措置が必要と考える。  
以上のような意見があり、措置の具体的内容については意見が分か  
れ、次回の審査会で再度協議することとなった。

#### 【第6回審査会】

日時 令和5年6月2日（金）

場所 曾於市役所 本庁 執行部控室

出席委員 全委員

審査内容

前回に引き続き、審査結果に係る措置について協議が行われた。

委員長より、各委員にどのような措置が適当かの発言を求め、具体的な措置をまとめることとなり、採決の結果、全会一致により全員協議会での陳謝が妥当であるとの結論を得た。また、審査の経過、結果及び陳謝の内容については、議会の信頼を回復するため、市民に対して本会議及び広報誌等で適切に公表すべきとの意見が付された。

#### 【第7回審査会】

日時 令和5年6月12日（月）

場所 曾於市役所 本庁 執行部控室

出席委員 全委員

#### 審査内容

委員長より審査結果報告書案が示され、報告書の内容について、各委員が了承した。